

所得税は税務署で、市民税・都民税は市役所で 申告書は自分で書いて 提出はお早めに!

2月16日(月)
～3月16日(月)

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限定させていただきます。

★提出のみの方

内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

★簡易な申告の方

①給与や公的年金のみの収入の方

②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所においていただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記入し、筆記用具や計算機をご持参ください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記入方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスをしますが、確定申告書はご自身で作成していただきます。

ご注意

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をされる方は東村山税務署へ申告してください。

★東村山税務署は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)に限り、午前9時～正午と午後1時～5時に同税務署で、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。当日は電話での相談および国

所得税

申告と相談は
東村山税務署へ
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
☎042・394・6811

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(月)～3月16日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場はご遠慮ください。

税の領収、納税証明書の発行は行っていません。

サラリーマンで還付の申告をされる方へ

◎還付の申告は、東村山税務署で2月16日(月)以前でも受け付けています

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また年の中途で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。



申告書をすべて記入できた方は、郵送での提出をお願いします。郵送の場合は、封筒の裏面にご自分の住所、氏名を記入してください。

国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます

所得税の確定申告書、決算書、収支内訳書、消費税および地方消費税等の確定申告書がホームページで作成可能です。

市民税・都民税

申告と相談は
市課税課市民税係へ
(市役所2階)
内線2333～2337

★市役所窓口は土曜・日曜日、祝日はお休みです。

◆国税庁ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

◆e-Tax
(国税電子申告・納税システム)
ホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータを、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信(提出)することができます。e-Taxの利用には所定の手続きが必要ですので、e-Taxホームページをご覧ください。19年・20年分のどちらか1回に限り、最大で50000円の税額控除が受けられます。

確定申告の無料相談(税理士会) および市民税・都民税申告相談会場

◎年金受給者

会場	日程	時間
市役所7階 701会議室	2月13日(金)	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

◎小規模納税者

会場	日程	時間
市役所7階 701会議室	2月16日(月) ～2月19日(木)	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により早く締め切る場合があります。
※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月20日(金) ～3月16日(月)	午前8時半～11時 午後1時～5時
東部地域センター 1階講習室	2月2日(月)	
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月3日(火) 2月4日(水)	午前9時半～11時 午後1時～4時
南部地域センター 2階講習室	2月6日(金)	

※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、提出のみの方および簡易な申告の方に限定させていただきます。

申告が必要な方

(1) 21年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者でも次のいずれかに該当する方。①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を2カ所以上から受けている方③20年中に退職し、21年1月1日現在、就職していない方④給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

(3) 21年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方

(1) 前記「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外

にせ税理士、にせ税理士法人に、ご注意ください!

無資格者が、税金の相談や申告書の作成、税務の代理をすることは、法律で禁じられているだけでなく、専門的知識が欠けている等のため、依頼者が不測の損害を被る恐れもあります。にせ税理士およびにせ税理士法人にご注意ください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

詳しくは東京税理士会☎03・3356・4461または同会ホームページへ。

◆東京税理士会ホームページアドレス
http://www.tokyozeirishikai.or.jp/

21年度税制改正 寄附金制度が新しくなりました

これまで税率を掛ける前の所得から控除をする所得控除

だった寄附金が、税率をかけた後の税額から直接控除する寄附金税額控除として改正されました。対象となる寄附をされた方は、確定申告や市への申告により税金が控除されます(領収書が必ず必要となります)。20年1月1日以降に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます。



の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の扶養になつている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(20年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になつている場合は除く)。

より、非課税証明書発行などの資料となります。

申告書(市民税・都民税)が届かない方へ

申告書は、申告する必要があれと思われの方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係(内線2333～2337)へご連絡ください。なお、申告書は、各連絡所および東部地域センターにも用意してあります。

申告に必要なもの

申告書▽源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▽社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▽国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書等▽認め印